

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認中国地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

厚生年金関係 4 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 2 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 1 件

中国（山口）厚生年金 事案 2905

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和55年7月1日から同年9月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年7月1日、資格喪失日に係る記録を同年9月1日とし、当該期間の標準報酬月額を同年7月は19万円、同年8月は14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年5月から同年9月まで

私は、昭和55年5月から同年9月までA社に勤務したが、厚生年金保険の加入記録が無いことを疑問に思っていた。この度、同社の賃金計算書が2枚見つかったので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、A社に勤務していた当時の昭和55年7月分及び同年8月分のものであるとして、支給対象年の記載が無く、支給対象月として、それぞれ7月分及び8月分と記載された2枚の賃金計算書を提出しているところ、申立期間当時の同社の取締役等は、申立人は申立期間同時に同社に勤務していたことがあり、上記賃金計算書は同社が申立人に交付したものであること、及び同社の厚生年金保険料の控除が当月控除であった旨供述していることから判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和55年7月1日から同年9月1日までの期間について、A社に勤務し、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立人の当該期間における標準報酬月額については、上記賃金計算書により確認できる報酬月額から、昭和55年7月は19万円、同年8月は14万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につい

ては、事業主は不明としているが、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に整理番号の欠番が無いことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたとは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していないことは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ申立人に係る被保険者資格の取得及び喪失に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人の昭和55年7月及び同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間のうち、昭和55年5月、同年6月及び同年9月について、複数の関係者が、「申立人は、6月には勤務していたと思う。」と供述しているものの、申立人が同年5月及び同年9月にA社に勤務していたことを記憶する関係者は見当たらず、戸籍の附票から確認できる申立人の住所の異動日及び申立人の同社への入社の際等から、申立人は、同年6月には同社に勤務していた可能性がうかがえる一方で、同年5月及び同年9月は同社に勤務していたことを確認することができない。

また、申立期間を含む昭和54年から56年までの期間にA社において厚生年金保険の被保険者資格を取得している同僚の雇用保険の取得日を確認したところ、同社では、従業員について必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかった状況がうかがえる。

さらに、申立期間当時のA社の取締役等は、同社は平成12年に解散しており、申立期間当時の資料は残っていない旨供述していることから、申立人の勤務及び保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人は、昭和55年5月、同年6月及び同年9月に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる賃金計算書等の資料を所持しておらず、ほかに当該期間に保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、昭和55年5月、同年6月及び同年9月に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

中国（岡山）厚生年金 事案 2906

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和20年9月25日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C事業所における同被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和20年1月から同年8月までの標準報酬月額については、30円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年1月1日から同年9月25日まで
② 昭和37年4月1日から38年10月1日まで

私は、昭和17年4月にA社C事業所に入社し、同事業所で勤務していた20年6月頃に空襲で工場が焼失し、焼野原の中で片付け作業に従事した。

しかし、厚生年金保険の記録は昭和20年1月1日までとなっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

また、昭和37年の夏になる前にD社に入社し、正社員として2年程度勤務したと記憶しているが、厚生年金保険の加入期間が38年10月から2か月と短いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「昭和20年6月頃に空襲でA社C事業所の工場が焼失した時も同事業所に勤務しており、焼野原になった中で片付け作業に従事した。」と主張しているところ、当該事業所が空襲で焼失したのは、昭和20年6月*日であることが関係資料等により確認できることから、申立人は、同年1月1日以降も継続して当該事業所に勤務していたことが推認できる。

一方、申立人に係るオンライン記録、厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳によると、申立人は、昭和18年4月8日にA社C事業所において被保険者資格を取得し、20年1月1日に同資格を喪失して

おり、申立期間において、当該事業所に係る被保険者記録は確認できないが、当該事業所が名称変更した後のB社E事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿に、生年月日及び資格取得日の記載は無いものの、申立人と同姓同名で、資格喪失日を同年9月25日とする、基礎年金番号に統合されていない厚生年金保険被保険者記録が確認できる。

また、B社が保管する年金基金の記録帳票において、申立人と同姓同名と認められ、上記の未統合記録と同じ記号番号で、資格喪失日を昭和20年9月25日とする加入記録が確認できる。

これらを総合的に判断すると、昭和20年9月25日を資格喪失日とする上記の未統合記録は、申立人の厚生年金保険の被保険者記録であると認められ、事業主は、申立人が同日に被保険者資格を喪失した旨の届出を、社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、B社E事業所に係る上記被保険者名簿の記録から、30円とすることが妥当である。

- 2 申立期間②について、申立人は、D社の同僚等を記憶しておらず、申立期間②当時において当該事業所で厚生年金保険の加入記録がある者のうちの一人は、「申立人が勤務していたことを記憶しているが、勤務期間は長くても1年未満ではなかったか。」とし、他の同僚は、申立人を知らないと供述していることから、申立人の申立期間②における当該事業所に係る勤務等について確認することができない。

また、D社は昭和47年に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、承継会社の事業主は、「当時の資料は残っておらず、当時の事業主は死亡しており、事情を知る者もいないため、申立人が申立期間②に勤務していたことを確認できない。」と回答している。

さらに、D社における申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、被保険者資格取得日が昭和38年10月1日と記載されており、オンライン記録と一致している。

加えて、申立人は、昭和35年10月に国民年金の被保険者資格を取得し、36年4月から38年5月までの国民年金保険料を納付又は免除の手続を行っている上、申立期間②において給与から厚生年金保険料が控除されていた記憶も明確ではない。

このほか、申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

中国（広島）厚生年金 事案 2908

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和36年4月26日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月26日から同年5月5日まで

私は、昭和36年4月にA社C工場から同社B工場に転勤したが、申立期間が厚生年金保険に未加入の記録となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の被保険者記録、申立人と一緒に異動したとする3人の同僚の供述及び当該同僚のうち2人が所持する申立期間に係る給与明細書から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和36年4月26日にA社C工場から同社B工場に異動）、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和36年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

中国（岡山）厚生年金 事案 2909

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を、昭和44年10月は6万円、同年11月から45年9月までは10万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年10月1日から45年10月1日まで

私がA社（現在は、B社）に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が1万4,000円となっているが、10万円が正しい記録である。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和44年10月及び同年11月については、申立人から提出された昭和43年分及び44年分給与所得の源泉徴収票に記載されている社会保険料の金額から健康保険及び厚生年金保険の標準報酬月額を試算したところ、オンライン記録の標準報酬月額を上回る標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

また、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）が昭和44年12月に施行されたことにより、標準報酬月額の最高等級が、同年11月からは従前の6万円から10万円に引き上げられているところ、当該期間の標準報酬月額を、同年10月は6万円、同年11月は10万円として試算した額は、上記の社会保険料の金額とほぼ一致している。

一方、申立期間のうち、昭和44年12月から45年9月までの期間については、申立人は昭和45年分の給与所得の源泉徴収票を所持しておらず、B社は、申立人の申立期間に係る賃金台帳等は既に廃棄済みであり、申立期間における

厚生年金保険料控除額は不明であると回答しているため、当該期間における厚生年金保険料控除額が確認できない。

しかしながら、申立人から提出されたB社から申立人宛ての昭和62年及び63年の文書によると、同社は申立人に対し、オンライン記録の1万4,000円は誤りであり、同社の社会保険台帳では申立人の標準報酬月額が10万円となっている旨回答しており、さらに、同社から申立人宛ての平成8年の文書によると、同社は、申立人のオンライン記録に基づく老齢厚生年金の受給権発生時の年金額と申立期間の標準報酬月額を10万円とした場合の年金額の差額を算出し、これを一時金として申立人に支給していることが確認できる。

これらのことから総合的に判断すると、申立期間のうち、昭和44年12月から45年9月までの期間については、標準報酬月額10万円に基づく厚生年金保険料が控除されていたことが認められる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、昭和44年10月は6万円、同年11月から45年9月までは10万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、社会保険事務所の記録に基づく保険料を納付していたとしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

中国（広島）国民年金 事案 1464

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年4月から63年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立 期 間 : 昭和62年4月から63年9月まで
自宅を訪ねてきたA市の職員から、国民年金に加入するように勧められ、母が私の国民年金の加入手続を行った。
A市の職員が集金に来た際に、母が昭和62年度分の国民年金保険料を一括して納付し、以後は、口座振替で納付していたにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿における申立人の前後の記号番号の任意加入被保険者の資格取得日等から、平成3年1月頃にA市において払い出されたと推認され、申立人はこの頃に国民年金の加入手続を行い、学校を卒業した翌月の昭和62年4月に遡って被保険者資格を取得したとみられるが、当該加入手続時点において、申立期間の国民年金保険料は時効により納付することができない。

また、申立人の母親は、申立人の国民年金の加入手続は学校を卒業する前に行ったと思うとしているところ、申立人は、20歳に到達する昭和60年*月以前から平成7年11月まで継続してA市に住所を有しており、既に昭和60年頃に国民年金に加入し国民年金被保険者である者に対して、同市が改めて平成3年1月頃に新たな国民年金手帳記号番号を払い出すとは考え難い上、オンライン記録による氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査を行っても、申立人に別の記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、A市が保管する申立人の国民年金被保険者名簿の検認記録をみると、申立期間は国民年金保険料を納付した記録とはなっていない一方で、申立期間の直後である昭和63年10月から平成2年3月までの年度月別欄は「現金納付」

のゴム印が押され、摘要欄に「3年1月14日現納、63.10～2.3¥142,200」と記載されているが、当該記載により、3年1月14日に、納付の時効が到来しておらず納付が可能であった昭和63年10月から平成2年3月までの過年度保険料が社会保険事務所（当時）に一括納付されたことが推認される。

加えて、申立人の母親は、「自宅へ集金に来た市役所の職員に、昭和62年度分の国民年金保険料を一括して納付した。金額は7万から8万円程度であったと思う。」と供述しているところ、申立人の母親が記憶する市役所の職員について、A市は、「集金したとする職員は、国民年金業務には平成元年4月1日から7年3月31日まで従事していた。」と回答しており、当該職員は過年度となる昭和62年度の国民年金保険料を収納することができない上、一括して納付したとする保険料は、前述の加入手続時期（平成3年1月頃）に、市役所において収納できる現年度の保険料の平成2年4月から同年12月までの9か月、又は同年4月から3年1月までの10か月の保険料であると推定すると、その合計額は申立人の母親が記憶する金額とおおむね一致する。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

中国（岡山）厚生年金 事案 2907

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 5 月頃から 47 年 2 月頃まで
② 昭和 56 年 6 月頃から 59 年 12 月頃まで

私は、昭和 45 年 5 月頃から 47 年 2 月頃まで A 社で B 業務に従事し、56 年 6 月頃から 59 年 12 月頃まで C 社で D 業務に従事していたが、勤務した期間の厚生年金保険の加入記録が無いので、調査の上、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、同僚等の供述から、申立人は、時期は特定できないものの、A社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A社は既に解散し、当時の事業主も死亡している上、申立期間①において同社における厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚に照会したが、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除の状況について確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の氏名は見当たらない上、健康保険の整理番号に欠番も認められず、申立人に係る厚生年金保険の被保険者記録の欠落をうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人のA社に係る雇用保険の被保険者記録も確認できない。

2 申立期間②について、C社は、厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない上、申立人が記憶する事業主及び同僚は、所在不明又は照会しても回答が得られないことから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除の状況について確認することができない。

また、オンライン記録により、上記の事業主及び同僚は、申立期間②及び当該期間の前後の期間において厚生年金保険の被保険者でないことが確認

できる。

さらに、申立人が仕事の内容や雇用形態等が同じであったとして名前を挙げた3人の同僚についても、申立人は姓のみしか記憶しておらず、個人を特定することができないことから、これらの者から供述を得ることができない。

なお、申立人が記憶する事業所の名称、所在地、事業主の氏名等がおおむね一致する事業所として、E社があるが、同社が設立されたのは昭和59年5月1日であり、同社の承継会社は、同社設立以前は事業所としての活動は行っておらず、申立期間②当時の書類等も残っていないと回答している上、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは平成元年5月1日であり、申立期間②において、同社は厚生年金保険の適用事業所となっていない。

また、申立人に係る雇用保険の被保険者記録から、申立人は、申立期間②のうち、昭和58年8月1日から59年5月31日までの期間はF社において雇用保険に加入していることが確認できることから、申立人も、「C社に勤務時は、F社の下請としてD業務に従事した。」と供述していることから、F社に係る厚生年金保険被保険者原票における資格取得日が57年4月1日から60年4月1日までの者を確認したが、申立人の氏名は見当たらない上、当該期間の被保険者原票の整理番号に欠番も無い。

- 3 このほか、申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに保険料が控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。